

明確にW75以上の地域の爆音被害の違法性を認める 「第三者行為論」との理屈で日本政府への差し止め考慮せず 爆音による健康被害発生は認めず、県調査の成果に向き合わず

控訴審判決の概要

高木吉朗

(新嘉手納基地爆音訴訟弁護団)

1 この新嘉手納基地爆音訴訟では、大きく二つの柱を掲げてこれまで訴訟を闘ってきました。その一つは損害賠償請求であり、もう一つは差し止め請求です。

2 まず、損害賠償請求についてですが、一審では、W75とW80の地域の爆音被害の違法性が認められず、損害賠償が棄却される、という前代未聞の不当判決が下されていました。

これに対し、今回の控訴審判決では、明確にW75以上の地域の爆音被害の違法性を認めました。この点に関しては、他の基地訴訟の判決とも概ね合致するものであり、評価に値します。

しかし、読谷村の座喜味以北の二十一名の原告については、請求が棄却されてしまいました。

3 次に差し止め請求についてですが、これは今回も認められませんでしたが、差し止め請求を認めない理由は大きく二つあります。

一つは、「第三者行為論」といわれる理屈で、要するに、爆音を撒き散らしているのは米軍であり、日本政府

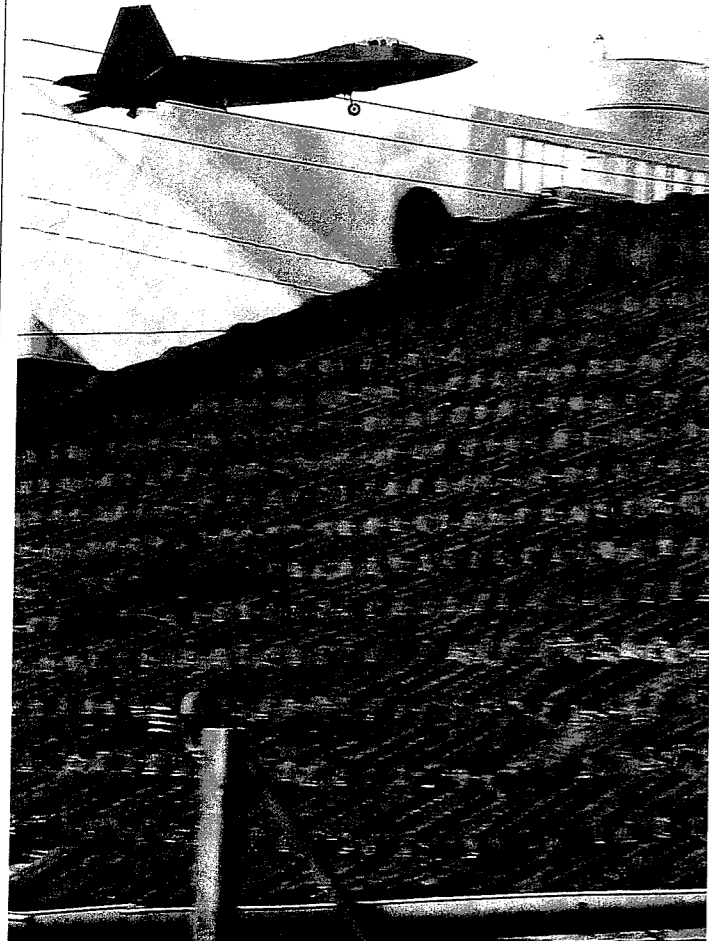
ではないから、第三者である国に対して差し止めを求めてもダメだ、という理屈です。これは、他の基地訴訟の判決でも繰り返されてきたところです。

そして、差し止めを認めないもう一つの理由は、爆音による健康被害の発生を否定したことです。

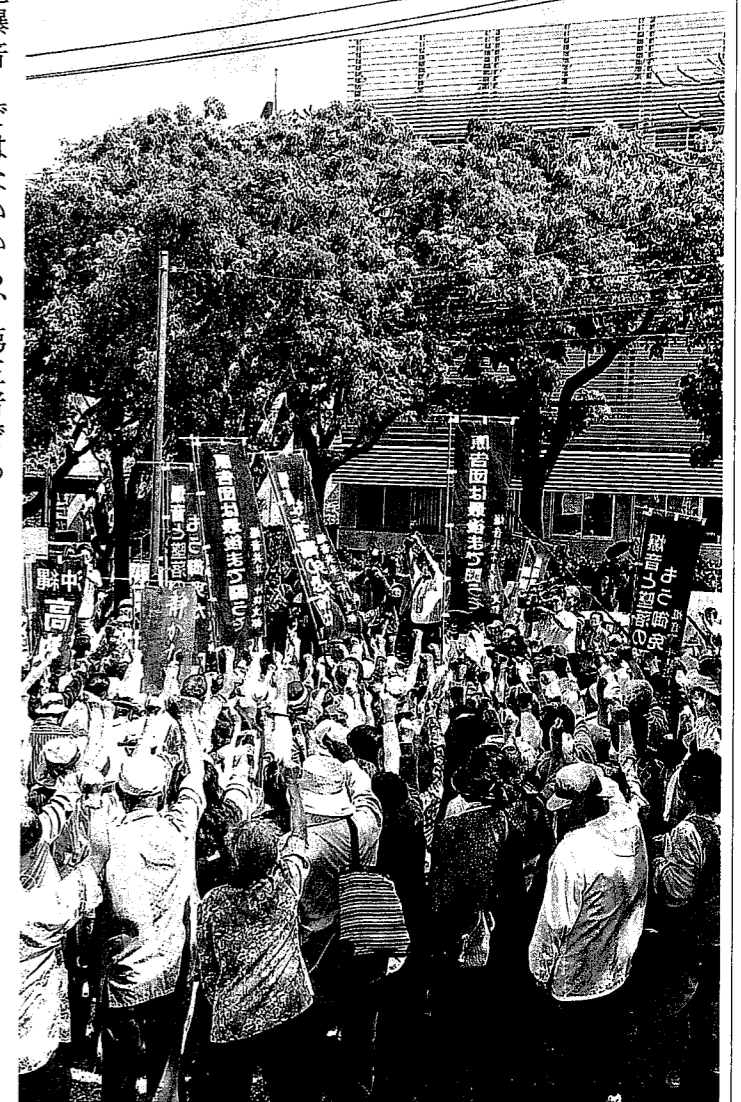
嘉手納基地周辺の爆音による健康被害の発生については、大田元知事の時代に約二十名の専門家が結集して行われた大規模でかつ精密な科学調査である、沖縄県調査報告書があります。この調査は学問的にも世界最高水準といわれているものです。

ところが裁判所は、沖縄県調査の成果に正面から向き合わず、爆音による健康被害の発生を認めませんでした。

新嘉手納基地爆音訴訟の最大の力点が健康被害の立証にあったことからすれば、この点は今回の控訴審判決の最も大きな問題点といえるでしょう。



戦後64年、爆音被害は一向に改善されていない。米空軍最新鋭のF22も今年1月から一時移駐し、被害は一層増大。(今年2月11日砂辺)

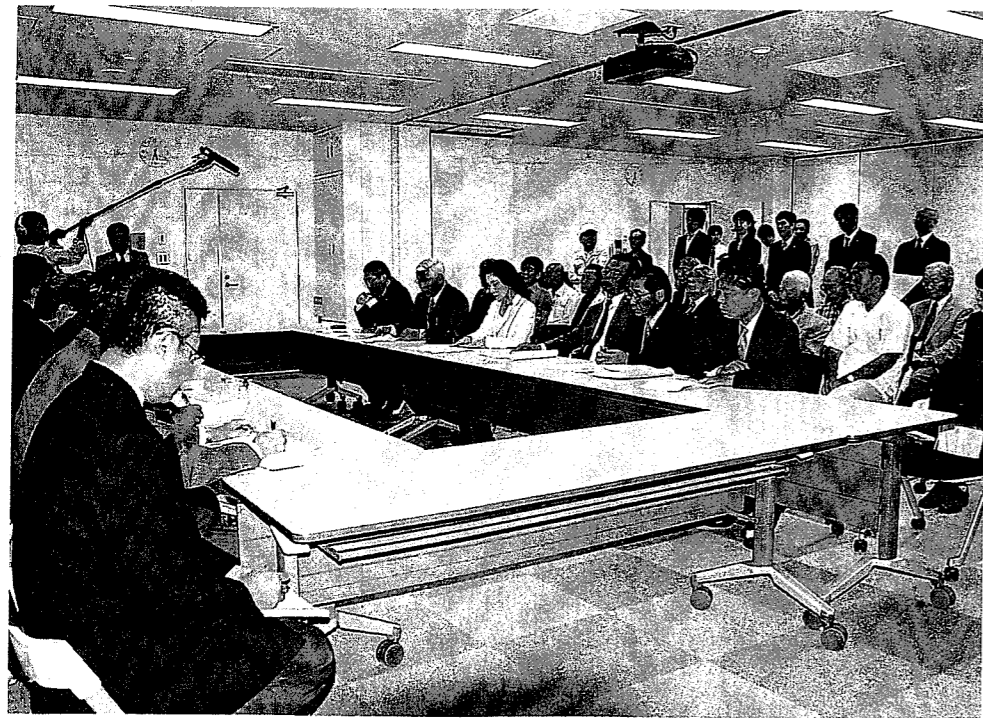


裁判所に向けこぶしをあげる原告ら。毎回公判を傍聴、公判前の集会に参加するなど、原告の皆さんの地道な運動がW75以上認定へ力となった。2月27日 13時08分



新嘉手納爆音訴訟判決報告集会

判決後の夕方、原告や全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の各基地訴訟団も集り、沖縄市内で報告集会。二月二十七日 18時30分



判決後、原告団と弁護団は二班に分かれ、県、県議会、外務省、沖縄事務所、沖縄防衛局に写真IIを訪れ、爆音被害の軽減に向けすみやかな抜本的対策を求めた。二月二十七日午後

われわれは、真に「静かな夜」を住民が手にするその日まで命の続く限り、法廷内外での闘いを今後も続けていく(原告団・弁護団表明)